

平成27年4月から

子ども・子育て支援新制度がスタートします！



すべての子どもたちが、笑顔で成長し、
すべての家庭が安心して子育てできるように、
来年4月から新しい制度が全国でスタートします。

**保育所（園）・認定こども園
の平成27年4月入所受付
のご案内です**

♪ 子ども・子育て支援新制度とは？

この新制度は、平成24年8月成立した「子ども・子育て支援法」とその関連する法律などに基づき、少子化や待機児童問題など子ども・子育て支援をめぐるさまざまな問題を解決するためにつくられました。

♪ 小学校就学前のお子さんのための施設の種類

幼稚園
(3歳～5歳)



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
※入園方法や保育料などについては、各幼稚園に。

保育所（園）
(0歳～5歳)



共働きなどの理由で家庭での保育ができない保護者に代わって保育をする施設
※入所受付については裏面参照。

認定こども園
(0歳～5歳)



幼稚園と保育所（園）の機能や特徴をあわせ持つ施設で、園に通っていない子どもの家庭への支援も行う施設。

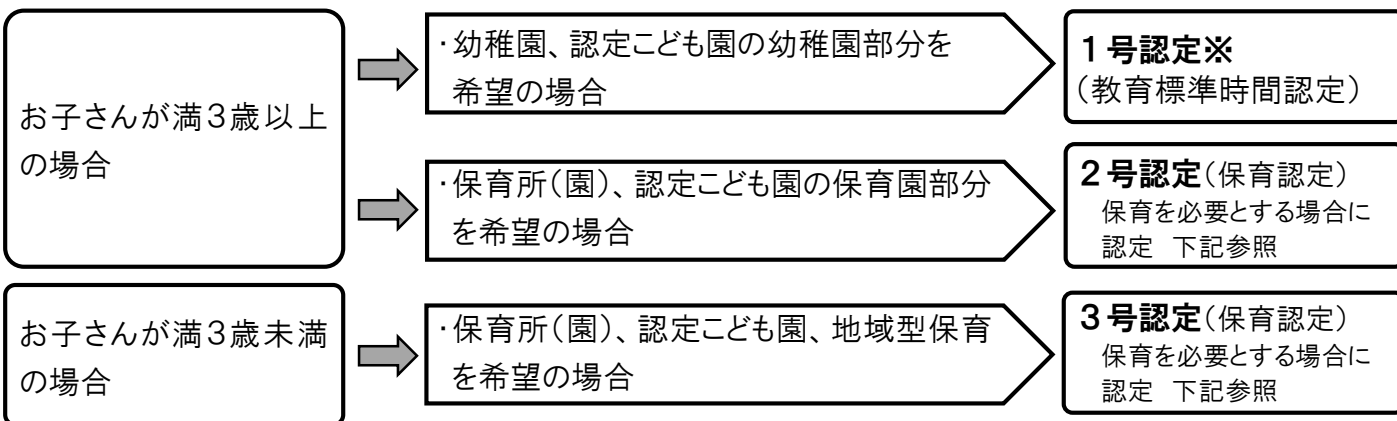
地域型保育（家庭保育室など）
(0歳～2歳)



少人数の単位で、0歳～2歳の子どもを預かる事業。新制度で新たに認可事業となりました。
(町内には認可事業所なし)

♪ 新制度での3つの認定区分

■ 上記施設を利用する際には、町の認定を受けていただく必要があります。（入園・入所申請と同時に申請できます。） ※ 新制度に移行せず従来の運営を続ける幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。



《保育を必要とする場合とは？》保護者について、次のいずれかに該当することが必要です

- ・ 仕事をしている(週4日以上(月64時間以上)の就労が必要) / 求職活動中 / 産休中・育休中の方で、入所するまでに職場復帰予定 / 病気や障がいがある / 同居の方の介護・看病をしている / 就学している / 妊娠・出産(出産予定月の前2か月から後5か月まで) / 災害復旧 / 虐待やDVのおそれがある / 育児休業取得中にすでに保育を利用している子がいて継続利用が必要である / その他上記に類する理由として町長が認める場合

♪ 利用手続きの流れ

■ 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用希望の場合【1号認定】

施設に直接利用を申し込む→園を通じて町に認定申請→入園の内定後に町が認定証を交付→**入園**
《申込時期および申込方法については、各園にお問い合わせください。》

■ 保育所(園)、認定こども園(保育園部分)等の利用希望の場合【2号、3号認定】

町に認定申請・入所申込をする→保育所等の状況などにより町が利用調整、認定証の交付→**入園**
《申込時期および申込方法については、下記および11月から配布する申請案内をご覧ください。》

♪ 平成27年度 保育所(園)・認定こども園(保育園部分) 入所受付の日程

平成27年4月入所の受付は下記の日程で行います。同時に面接も行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

■ 申込書配布／11月4日(火)から福祉健康課または保育所(園)で配布

■ 入所受付日／平成27年1月 9日(金) 午前9時～午後2時
平成27年1月10日(土) 午後9時～正午

■ 受付場所／役場第二庁舎3階 301会議室

■ 申請書類／入所申込書、勤務証明書、

平成26年1月1日以降に松伏町に転入した方は、市町村民税課税(非課税)証明書

■ 町内保育所(園)・認定こども園一覧

保育所(園)・認定こども園名	所在地	電話
町立第一保育所(公立)	大字田島1557-1	048-991-6295
ゆたか保育園(私立)	大字松伏431	048-992-1416
かしのき保育園(私立)	大字松伏192	048-991-4028
認定こども園こどものもり(私立)※ (旧 こどもの森保育園)	田中1-7-31	048-993-0580
認定こども園みどりの丘こども園(私立)※ (旧 みどりの丘保育園)	大字大川戸2176	048-991-2319

※認定こども園の幼稚園部分のみの利用希望の方は、各園にお問い合わせください。

■ 町外の保育所(園)の入所申請／別途手続きが必要ですので、10月31日(金)までに福祉健康課にご連絡ください。

■ 非定形的保育／週3日以内で就労等により、保育が必要な方が対象です。(1歳以上のお子さん対象)
【実施保育所(園)】町立第一保育所・ゆたか保育園・かしのき保育園(27年度から)

♪ 現在通園中の方の手続き

すでに、各施設に通園中の方も、利用のための認定(1号～3号)を受ける必要があります。手続きの方法は11月中に各園を通じてご案内します。

♪ 保育料について

幼稚園、保育所(園)、認定こども園などの利用先にかかわらず、保護者の所得に応じた保育料が基本になります。(新制度に移行しない幼稚園では、従来どおり園で設定する保育料を支払う場合があります。)

お問い合わせ先



○松伏町役場 福祉健康課 子育て支援・児童福祉担当 TEL 048-991-1876(直通)

○子ども・子育て支援新制度の詳細な内容を知りたい方は

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>